

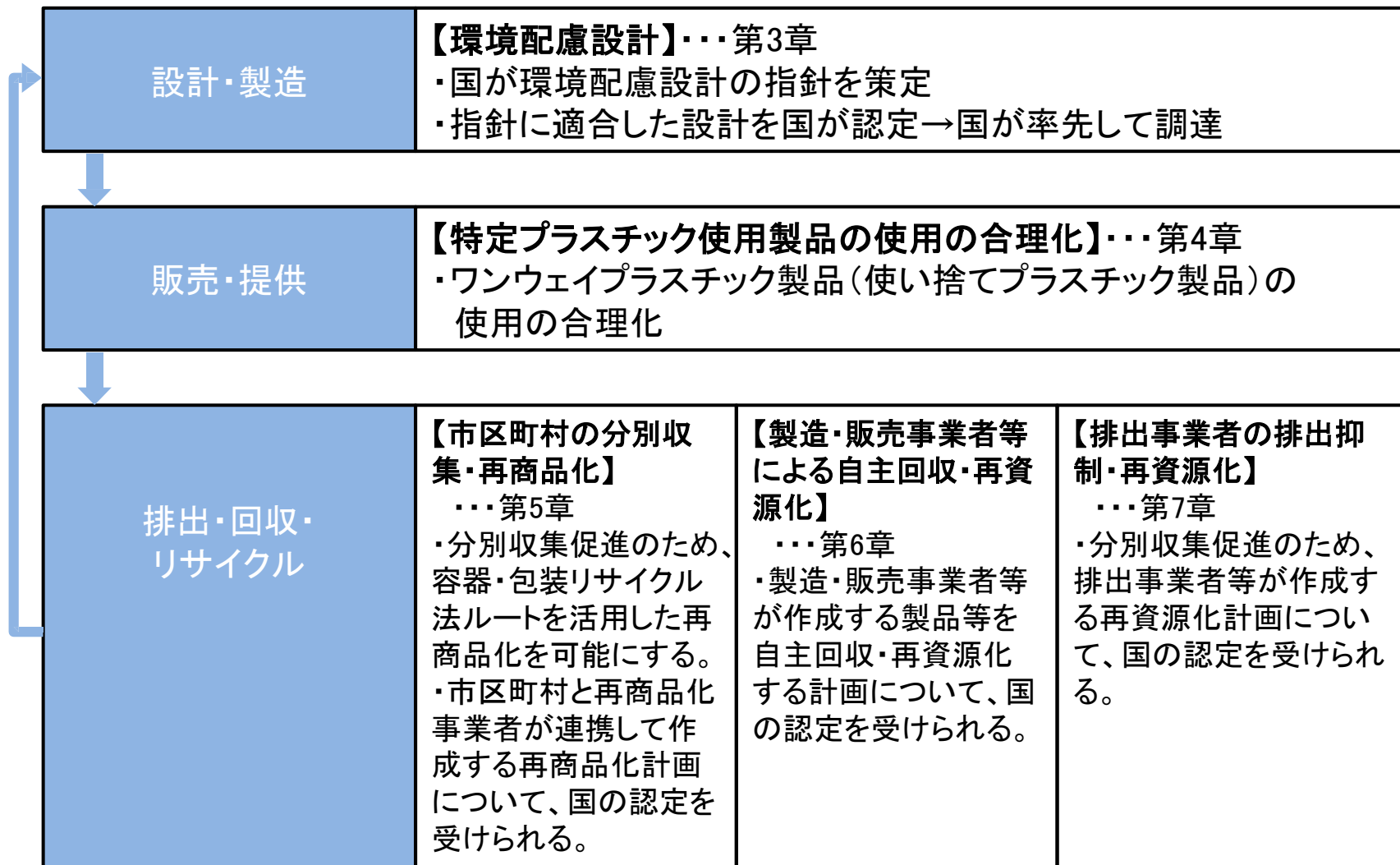


プラスチック資源循環促進法に 関わる動向

2023年3月14日
日本プラスチック工業連盟

1. 促進法の復習
2. 促進法施行に対応した2022年度の動向概略
3. (参考)海外の動向

■ 2022年4月1日に施行された、促進法の概要は以下の通り。



※【】がキーワード

■ 環境配慮設計を国が認定し、消費者が選択できる社会へ

・製造事業者等向けに、国が構造・材料(素材代替・再生プラの利用など)を設計指針として明示、それに従い環境配慮設計を実施。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用または部品の再利用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用


③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

◆同種の製品と比較して特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。製品分野毎に別途策定。

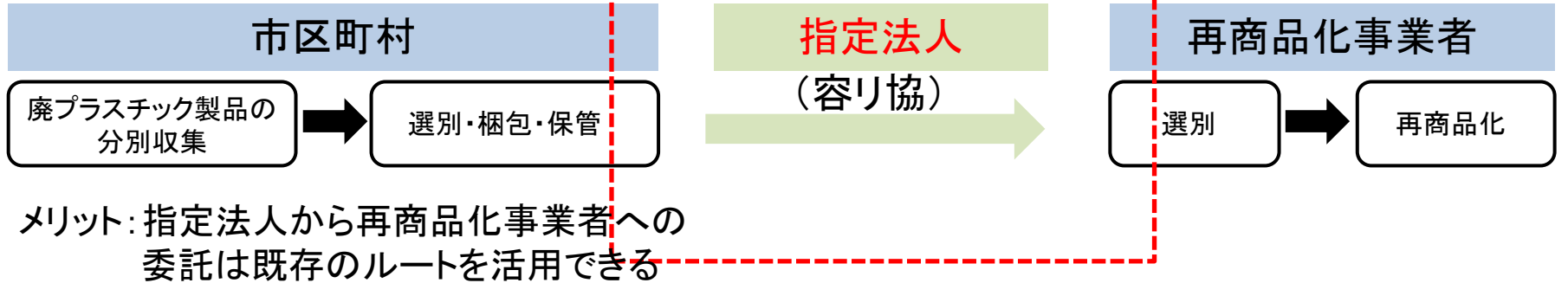
■使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

対象製品	対象業種
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業等 ●飲食料品小売業 ●宿泊業 ●飲食店 ●フードデリバリー等
	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業
	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業 ●洗濯業

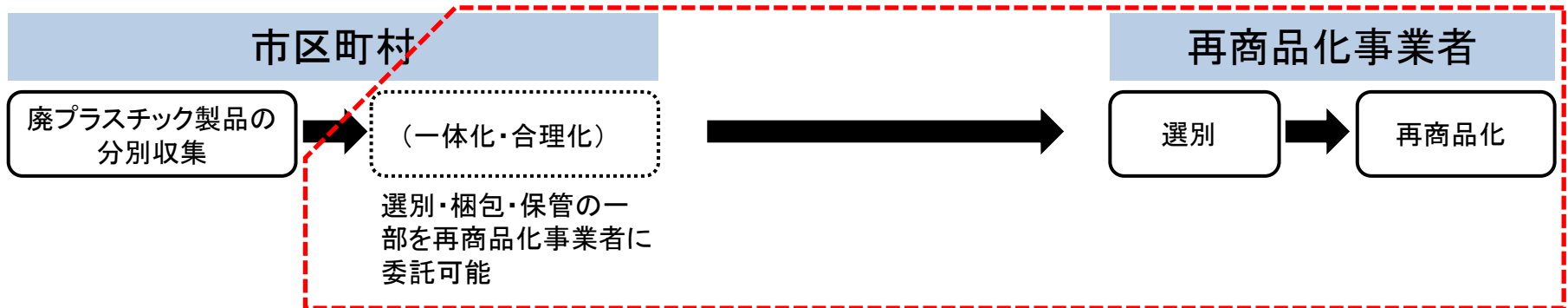
- 目標を設定し、達成するための取組を計画的に行う。
- ポイント還元や有料化、代替素材への転換などの取組を選択・実施。
- 勧告等の対象となる多量提供事業者の要件は年間提供量が5t以上

■市区町村が使用済プラスチック使用製品の再商品化を①指定法人に委託、もしくは②再商品化計画を作成、国の認定を受けることによって、再商品化事業者に委託することができる。

①指定法人に委託

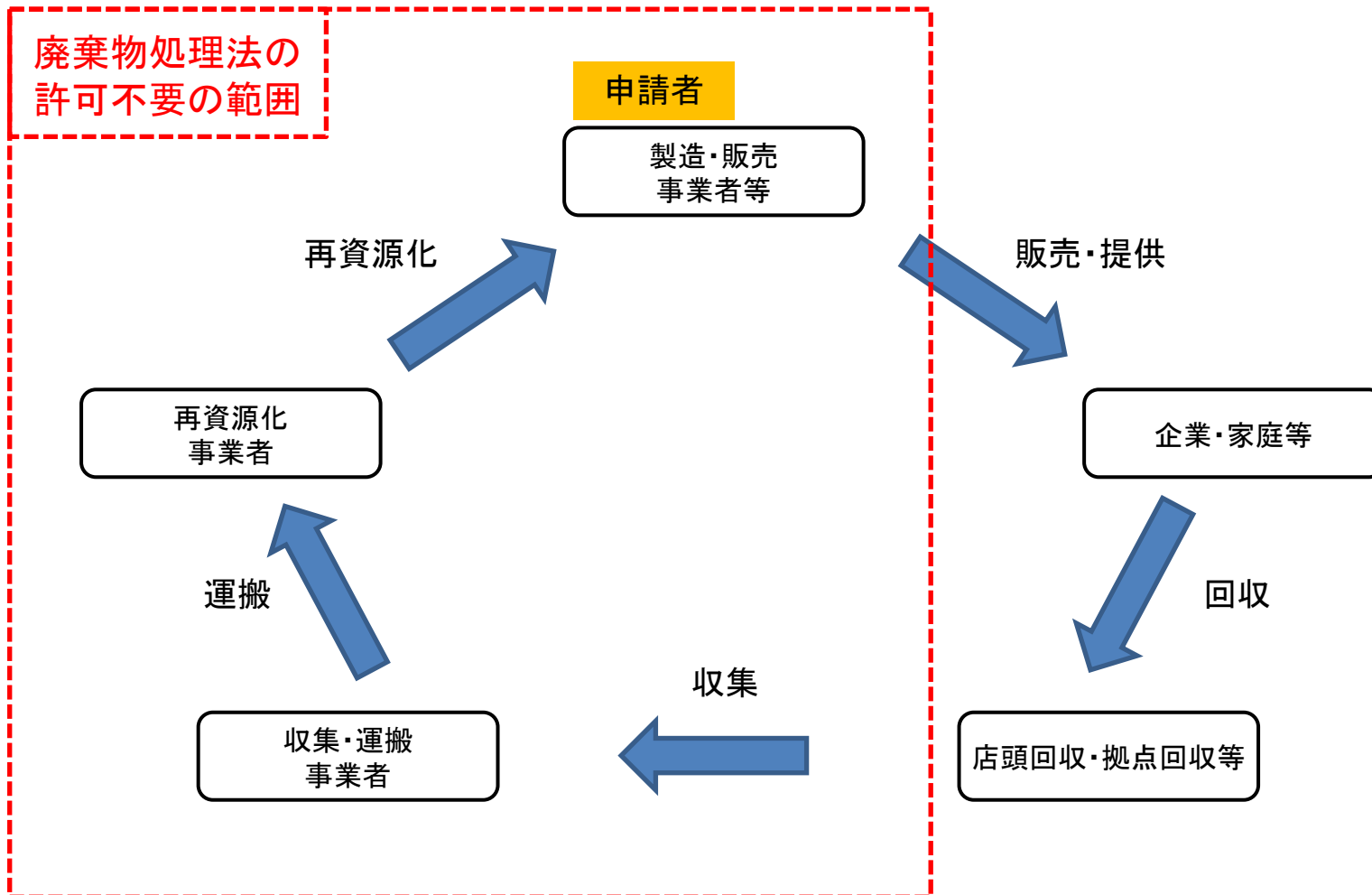


②認定計画に基づく再商品化

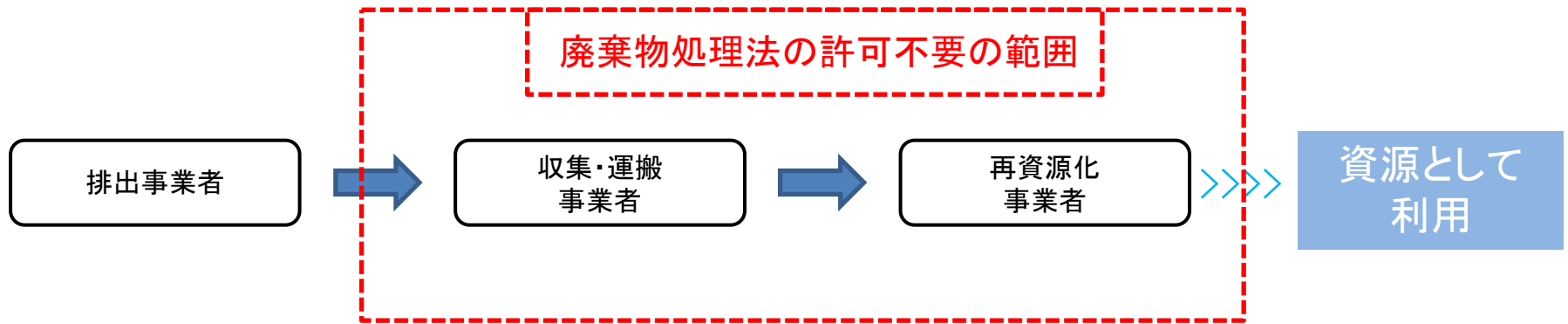


メリット: 国から市区町村に特別交付税措置が取られる

■プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画が国に認定されると、廃棄物処理法における許可が不要となる。



■ 排出事業者または複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画が国に認定されると、廃棄物処理法における許可が不要となる。



※排出事業者：プラスチック使用製品の産業廃棄物、もしくはプラスチック副産物を排出する事業者

部分的には進んでいるが、網羅的な対応はこれから、という印象

環境配慮設計

- ・認定事例は確認されていない。
- ・複数の業界/団体において、幾つかのガイドラインが公表されている。
例)化粧品、文具、食品容器包装、等
- ・スーパー、コンビニ、飲食店やメーカーなどで、減量化、包装の簡素化、素材の変更等の自主的な対応が進んでいる。

使用の合理化

- ・スーパー、コンビニ、飲食店などで要否の確認、有料化、素材の変更等の自主的な対応が進んでいる。

市区町村の分別収集・再商品化

- ・宮城県仙台市、愛知県安城市、神奈川県横須賀市の再商品化計画が認定された。
- ・複数の自治体において、廃棄物の収集・管理方法に変更あり。

製造・販売事業者等による自主回収、再資源化

- ・認定事例は確認されていない。
- ・マテリアルリサイクル(MR)、ケミカルリサイクル(CR)等の検討が加速している。

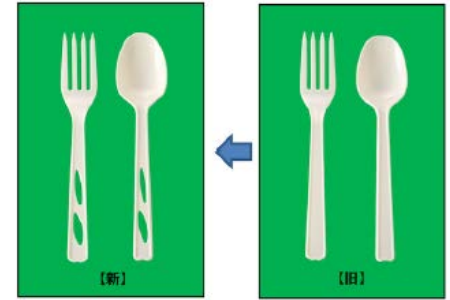
排出事業者の排出抑制・再資源化

- ・認定事例は確認されていない。

■流通、ホテル、飲食店等の動向（多数あり）

- ・ 要否の確認
- ・ 有料化
- ・ 無料提供の廃止
- ・ 軽量化
- ・ 包装の簡素化
- ・ 素材の変更

※有料化、提供サービス停止をしないと宣言する企業もある



コンビニでの軽量化例

※企業以外の動向の例

- ・ 千葉大学環境ISO学生委員会は、千葉大学生協の協力を得てキャンパスでプラスチックストローの無料配布中止、竹製ストローの有料販売、プラスチック製のスプーン、フォークの有料化の試験導入を実施
- ・ 愛媛県は、紙製品等のプラスチック代替製品やバイオプラスチック製品等を身近に使用できる環境づくり推進のため、「えひめ脱プラプロジェクト」を実施

■クリーニング業界の例(対象:プラスチック製ハンガー、ポリ包装)

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会／一般社団法人クリーンライフ協会が2022年2月に資源循環ガイドブックを紹介。

○クリーニング事業者に求められる取組み

①利用者への要否声かけ

②有償化

③回収の呼びかけ

④減量化製品、代替素材への積極的な切り替え

⑤廃プラ排出抑制の取組みに関する利用者への情報提供

⑥使用量の把握・記録等

※すべてではなく、できることから取り組んでいく

※ポリ包装については①～③は非現実的で、④～⑥が中心となる

○ハンガー、ポリ包装製造事業者に求められる取組み(抜粋)

構造

材料

設計の標準化等

○今後の取組み

- ・ハンガーは既に高い回収率、リユース率を誇っており、今後も推進
- ・ポリ包装は製造事業者による薄肉化や新素材等の開発を待たざるをえない

■製造メーカーの動向(2022年4月以降の業界新聞情報参照)

- ・複数の業界/団体において、幾つかのガイドラインが公表されている。

※確認された事例:

全国清涼飲料連合会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、

日本化粧品工業連合、全日本文具協会、

日本プラスチック食品容器工業会

- ・バイオマスプラスチックの活用事例(事業化もしくは技術開発)が多い。

※バイオマスプラスチックの活用では、製品認証に関する動きもある。

- ・製造メーカーとして環境配慮設計の事例では、例えば材料の単一化、軽量化、印刷の無色化などの事例が見受けられる。

■ 2022年度の認定は以下の3件で確定。

対象自治体	宮城県仙台市	愛知県安城市	神奈川県横須賀市
再商品化実施方法	材料リサイクル	材料リサイクル	材料リサイクル
再商品化の実施期間	2023/4/1～2026/3/31	2024/1/1～2026/3/31	2023/4/1～2026/3/31
再商品化実施事業者	J&T環境(株)	(株)富山環境整備	(株)TBM
収集区域	仙台市内全域	安城市内全域	横須賀市内全域
備考	認定第1号 J&T環境(株)は収集、 運搬も担う		

■東京23区の動向(※PETボトルは全区回収)

※一括回収の前後で分別が実施されている

◇2018年の状況

- ・一括回収実施 : 港区、千代田区
- ・容リプラの回収 : 上記+中央区、新宿区、江東区、品川区、目黒区、中野区、杉並区、練馬区、葛飾区、江戸川区の全12区

◇2022年度の動き

- ・一括回収のモデル事業開始: 文京区、台東区、大田区、北区、荒川区
- ・2022年 7月: 渋谷区が一括回収開始
- ・2022年10月: 北区が一部で一括回収開始(2023年4月より全域に拡大)

◇今後の動向

- ・2023年度 : 墨田区、豊島区がモデル事業開始
- ・2023年10月: 江東区が一括回収に移行
- ・板橋区、世田谷区、足立区が検討中

《参考: 交付金、補助制度》

国: 市区町村が実施する分別収集及び再商品化に要する経費に、特別交付税措置を講ずる(約70円/kg-廃プラスチック)

都: プラスチックの分別収集について、更なる再資源化に対し経費の一部を補助する

■その他の大都市の状況

札幌、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州、福岡について、HPで状況を確認

	札幌	川崎	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	北九州	福岡
分別回収									
PETボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容リプラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白色トレイの個別回収									○
プラスチック製品					○				
分別種類数	2	2	2	2	3	2	2	2	3
指定ごみ袋有無	○			○	○	×		○	○
一括回収実施					○				
モデル事業実施								○	○

※京都の一括回収は2023年4月から

※福岡は燃えるゴミからプラ製品を分別

■戸別回収の動きの例

- ・東京都武蔵村山市：2022年10月から全域で有料化・戸別回収
- ・神奈川県平塚市：2022年10月から戸別回収の対象地区を拡大

※2022年4月以降の業界系新聞の情報を中心に参照

■製造・販売事業者による自主回収、再資源化の動向

- ・認定事例は確認されていないものの、自主的な動きが増加している。
 - 製品の環境配慮設計
 - 店頭回収
 - 自治体との協業
 - 元のプラスチック製品に戻す水平マテリアルリサイクル
 - ケミカルリサイクル(特に油化、モノマー還元)
 - CCUS(二酸化炭素の捕集、貯蔵、有効利用)

■排出事業者による排出抑制、再資源化の動向

- ・認定事例は確認されていないものの、自主的な動きが増加している。
- ・以下の動きが増加している。
 - 製品の環境配慮設計
 - 再資源化設備への投資(例:端材の再資源化)

■プラスチックの3Rに関する法制化

- ・複数の国で、プラスチックの3Rを義務付ける、もしくは再生プラスチックの使用を義務付ける法律を制定している。

※プラスチック以外の素材を同時に対象とした法律もある。

■製造・使用規制動向

- ・確認されているだけでも、79カ国がシングルユースプラスチック(使い捨てプラスチック製品)を中心として、何らかの製造・使用を法律で制限している。

■プラスチック税

- ・イギリスが2022年4月から導入。製造業者、輸入業者を対象に、再生プラスチックの使用量が30%未満のプラスチック包装材に、 $\text{£}0.2/\text{kg}$ の税金が課される。 ※ $\text{£}1=160\text{円}$ として32円/kg。
- ・スペインが2023年1月から導入。製造業者、輸入業者を対象に、リサイクルできないプラスチックの製品や容器・包装に、 $\text{€}0.45/\text{kg}$ の税金が課される。EUの指令に基づくものの、指令よりも対象製品の範囲が広い。
※ $\text{€}1=140\text{円}$ として63円/kg。
- ・イタリアは2024年以降に導入の予定。

■地球温暖化(カーボンニュートラル)に関して

2022年11月6日から開催されたCOP27で、地球温暖化による「損失と被害」(Loss & Damage)の議論が白熱したものの、具体性のある合意事項はなし。

■海洋プラスチック問題に関して

2022年11月28日から開催されたプラスチック汚染対策に関する条約策定に向けた“INC(政府間交渉)-1”で議論が始まる。2023年5月開催予定の“INC-2”に向けて意見を集約中。2024年末に結論出しの予定。

※プラスチックの生産削減を主張する国がある一方、プラスチック廃棄物の排出削減を主張する国もある。ただし、いずれもプラスチックの有用性については認めている。

※現時点では、どのような方向に議論が進むかは不明。

※EPR(拡大生産者責任)と共に、PPP(汚染者負担原則)に関する議論が大きくなる可能性あり。

UNEPのサイトから、以下の国、グループの主張を抜粋する

	目的	中核的義務	制御手段
日本	プラスチック汚染による影響を軽減し、人の健康を潜在的リスクから保護する	プラスチックの循環経済を促進し、海洋やその他の環境へのプラスチックの漏洩を制御する	効果的対応として、廃棄物管理などの基本的対策を優先する
アメリカ	人の健康と環境をプラスチック汚染から保護する	環境に配慮したプラスチック廃棄物の管理を強化する	使い捨てプラスチックを含む、プラスチック廃棄物の発生を防止及び削減する
EU	プラスチックの生産、使用、排出により引き起こされる汚染から人の健康と環境を保護する	主要なプラスチック原材料の生産を削減する	<ul style="list-style-type: none"> ・懸念される物質及びポリマーの使用を排除及び制限する ・問題があり、回避可能で、不要なプラスチック製品を排除及び制限する
中国	人の健康と環境をプラスチック汚染の悪影響から保護する	環境へのプラスチック廃棄物の漏洩を最小限に抑え、回収、リサイクル等を強化する	プラスチック廃棄物の回収・再資源化・廃棄の完全なシステムを確立し、リサイクルを継続的に改善する。
HAC (高野心連合)	プラスチック汚染を終わらせ、環境と人の健康をプラスチック汚染から守る	一次プラスチックポリマーの生産を合意されたレベルまで削減する	懸念される特定のプラスチックポリマー、化学物質、及びプラスチック製品を排除及び制限する

※元となる文書は相当なボリュームとなっており、詳細は以下のリンクの
 “Pre-session Submissions”から各国の主張をご確認いただきたい。

<https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international>

ご清聴ありがとうございます
ございました